



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 8 日 (金)
号外第 16 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立みなとさかい交流館管理規則（４）（空港港湾課）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則（５）（財政課）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（６）（福祉保健課）・・・・・・・・ 8
	生活保護法施行細則の一部を改正する規則（７）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 10
	家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（８）（畜産課）・・・・・・・・・・ 14
	鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則（９）（会計指導課）・・・・・・・・ 16

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立みなとさかい交流館管理規則

1 規則の制定理由

指定管理者が鳥取県立みなとさかい交流館（以下「交流館」という。）の管理及び運営をより適切に行えるよう、交流館を利用する際の行為の制限、施設設備を損傷したときの届出等交流館の管理に必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 交流館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(2) 交流館においては、管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合を除き、次の行為をしてはならない。

ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。

イ 物品の販売を行うこと。

ウ ア及びイのほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為

(3) 指定管理者は、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により制限されている行為を行い、又はそのおそれのある者に対しては、利用の許可を行わない。

(4) 規則に定めるもののほか、交流館の管理に必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日から起算して20日を経過した日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

補助事業者の負担の軽減及び事務手続の効率化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 補助事業等に着手したときの届出書の提出を廃止する。

(2) 建設工事を行う補助事業等が完了したときの届出書の提出及び検査員による検査を廃止する。

(3) 間接国費補助金等について、事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがないと認められるときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による通知を受ける前に交付額確定通知を行うことができるものとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 立入検査証票の様式を定めた規定中、抜すいされた災害救助法の条文を改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

生活保護法の一部が改正され、大学等に進学する者に給付金を支給する制度が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 進学準備給付金の支給申請書、添付書類等を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会（以下「家畜人工授精等に関する講習会」という。）の修業試験の合格証明書の再交付に係る手続を定める等、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 家畜人工授精等に関する講習会の修業試験の合格証明書の再交付の手続及び再交付申請書の様式を定める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

物品事務の簡素化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次のとおり備品として分類する物品の取得価格の基準を引き上げる。
 - ア 図書 10万円（現行 1万円）
 - イ 図書及びソフトウェアを記録した光ディスクその他の物品以外の物品 10万円（現行 5万円）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

規 則

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則をここに公布する。

平成31年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館（以下「交流館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第2条 交流館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に届けて、その指示を受けなければならない。

(利用の許可をしない場合)

第3条 条例第7条第2項第4号に規定する場合は、条例第8条第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある場合とする。

(行為の制限等)

第4条 条例第8条第1項第5号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、交流館の管理上支障がないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に条例第7条第1項の規定により、指定管理者の許可を受けている者のその許可に基づく会議室の利用については、第4条の規定は適用しない。

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(補助事業等の着手)</p> <p>第11条 <u>補助事業者等は、交付決定又は交付内示を受けた後において、補助事業等に着手したときは、様式第2号による届出書を遅滞なく知事に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 補助事業等が、着手後1月以内に完了すると見込まれる場合</u></p> <p><u>(2) 補助事業等が、主として、定型的な事務費、法令の規定により支出が義務付けられている経費その他の定例的な経費の支出に係るものである場合</u></p> <p><u>(3) その他知事が別に定める場合</u></p>
<p style="text-align: center;">(補助事業等の変更等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 変更等の承認を受けようとする補助事業者等は、<u>様式第2号</u>による申請書を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p style="text-align: center;">(補助事業等の変更等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 変更等の承認を受けようとする補助事業者等は、<u>様式第3号</u>による申請書を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>
<p>第15条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(補助事業等の完了)</p> <p>第15条 <u>補助事業者等は、次に掲げる補助事業等が完了したとき（次項の規定による検査を段階的に行う必要がある場合にあつては、当該検査に係る部分が完了したとき）は、様式第4号による届出書を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。ただし、地方公共団体が補助事業者等であるとき（知事が特に必要があると認めるときを除く。）</u><u>その他知事が次項の規定による検査を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事を行うもの</u></p> <p><u>(2) その他知事が別に定めるもの</u></p>

(検査後の措置)

第16条 検査員は、第14条の規定による検査を行ったときは、速やかに検査調書を作成して知事に報告するものとする。

2 略

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、次のいずれかに該当するときは、様式第3号による報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～4 略

(補助金等の額の確定)

第18条 略

2 知事は、補助金等が間接国費補助金等に該当する場合には、適正化法第15条の規定による通知を受けた後に、前項の規定による通知（以下「交付額確定通知」という。）を行うものとする。ただし、当該補助金等に係る事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、検査員に当該補助事業等に係る施設、帳簿その他の物件を検査させるものとする。

(検査後の措置)

第16条 検査員は、第14条又は前条の規定による検査を行ったときは、速やかに検査調書を作成して知事に報告するものとする。

2 略

3 前条第1項の規定は、第13条又は前項後段の規定により指示された措置が完了した場合について準用する。

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、次のいずれかに該当するときは、様式第5号による報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～4 略

(補助金等の額の確定)

第18条 略

2 知事は、補助金等が間接国費補助金等に該当する場合には、適性化法第15条の規定による通知を受けた後に、前項の規定による通知（以下「交付額確定通知」という。）を行うものとする。

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者 氏名 ④

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度（補助事業等の名称）着手届

年 月 日 第 号による交付決定（内示）に

係る事業に着手したので、鳥取県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助金等の名称	
着手年月日	
完了予定年月日	

様式第2号（第12条関係） 略

様式第3号（第12条関係） 略

様式第4号（第15条関係）

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者 氏名 ㊟

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度（補助事業等の名称）完了届

年 月 日 第 号による交付決定（内示）に係る事業が完了したので、鳥取県補助金等交付規則第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助金等の名称	
着 手 年 月 日	
完 了 年 月 日	

様式第3号（第17条関係） 略

様式第5号（第17条関係） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(<u>災害発生市町村の長</u>による救助の実施)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の<u>通知を受けた災害発生市町村の長</u>は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。</p> <p>様式第11号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">略</td> <td style="padding: 5px;"> 災害救助法抜すい (<u>都道府県知事等</u>の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、<u>都道府県知事等</u>は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 <u>都道府県知事等</u>は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を </td> </tr> </table>	略	災害救助法抜すい (<u>都道府県知事等</u> の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、 <u>都道府県知事等</u> は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 <u>都道府県知事等</u> は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を	<p>(<u>市町村長</u>による救助の実施)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の<u>場合</u>においては、当該市町村長は、第6条、第8条、第9条第2項、第10条及び第12条の規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。</p> <p>様式第11号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">略</td> <td style="padding: 5px;"> 災害救助法抜すい (<u>都道府県知事</u>の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、<u>都道府県知事</u>は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 <u>都道府県知事</u>は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を </td> </tr> </table>	略	災害救助法抜すい (<u>都道府県知事</u> の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、 <u>都道府県知事</u> は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 <u>都道府県知事</u> は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を
略	災害救助法抜すい (<u>都道府県知事等</u> の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、 <u>都道府県知事等</u> は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 <u>都道府県知事等</u> は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を				
略	災害救助法抜すい (<u>都道府県知事</u> の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、 <u>都道府県知事</u> は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 <u>都道府県知事</u> は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を				

<p style="text-align: center;">資を保管させてある 場所に立ち入り検査 をさせることができ る。 3 略 第6条 略</p>	<p style="text-align: center;">保管させてある場所 に立ち入り検査をさ せることができる。 3 略 第6条 略</p>
<p>様式第13号（第17条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 様 鳥取県知事 氏 名 印</p> <p>災害救助法による救助に関する事務の一部 を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととするこ とについて（通知）</p> <p>平成 年 月 日に発生した 災害にお いて災害救助法による救助を実施するに当たり、災害 救助法第13条第1項の規定に基づき、下記の表の救助 に関する事務については、同表の期間において貴職が 行うこととしました。</p> <p>なお、下記期間における救助の適正な実施が困難な 場合は、当該期間内に本職に協議してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div>	<p>様式第13号（第17条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 様 鳥取県知事 氏 名 印</p> <p>災害救助法による救助に関する事務の一部 を<u>市町村長</u>が行うこととすることについて （通知）</p> <p>平成 年 月 日に発生した 災害にお いて災害救助法による救助を実施するに当たり、災害 救助法第13条第1項の規定に基づき、下記の表の救助 に関する事務については、同表の期間において貴職が 行うこととしました。</p> <p>なお、下記期間における救助の適正な実施が困難な 場合は、当該期間内に本職に協議してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第1条 生活保護法施行細則（昭和28年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査依頼書)</p> <p>第8条 福祉事務所長が法第29条による<u>必要な書類の</u> <u>閲覧又は資料の提供を求めるときは</u>、調査依頼書 (様式第24号)によるものとする。</p> <p>(就労自立給付金申請書等)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>(進学準備給付金申請書等)</u></p> <p>第18条 <u>省令第18条の9第1項の申請書は、様式第39</u> <u>号によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、特定教育訓練施設へ入学金を</u> <u>納付したことを証する書類その他の福祉事務所長が</u> <u>必要と認める書類を添付するものとする。</u></p> <p><u>3 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定によ</u> <u>り進学準備給付金の支給又は不支給を決定したとき</u> <u>は、進学準備給付金決定調書(様式第40号)を作成</u> <u>し、第1項の申請書を提出した者に対し、進学準備</u> <u>給付金支給(不支給)決定通知書(様式第41号)に</u> <u>より通知するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定により進学準備給付金の不支給の決定</u> <u>をした場合の第1項の申請書を提出した者に対する</u> <u>通知には、第5条第2項に掲げる事項を記載するも</u> <u>のとする。</u></p>	<p>(調査依頼書)</p> <p>第8条 福祉事務所長が法第29条による<u>調査の嘱托を</u> <u>行うときは</u>、調査依頼書(様式第24号)によるもの とする。</p> <p>(就労自立給付金申請書等)</p> <p>第17条 略</p>

第2条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第38号の次に次の3様式を加える。

様式第 39 号 (第 18 条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)

氏名 印

生活保護法第 55 条の 5 第 1 項に規定する進学準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学先
学 校 名 _____

4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)

- 進学前の住宅と同じ
 - 転居により進学前とは異なる住宅に住居 (居住 (予定) 地を記載してください。)
- 居住 (予定) 地 _____

5 関係書類

- (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれかのもの
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する大学等の合格通知書や新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金支払先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預 金 種 類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめて記載してください。)

(カナ)
口座名義人 _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第40号（第18条関係）

進 学 準 備 給 付 金 決 定 調 書										
地区名		進学給付番号		世帯員番号		世帯主氏名		対象者氏名	決定内容	決定年月日
決 裁	所長	課長	補佐	指導員	保護係長	起案年月日		決裁年月日	発送年月日	
進 学 準 備 給 付 金 決 定 伺										
調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。										
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄										
支給額										
円										
(進学先)										
(進学後の居住先)										
不 支 給 の 場 合 、 そ の 理 由										
進 学 準 備 給 付 金 を 支 給 す る 場 合 、 支 給 日 及 び 支 給 方 法										

様式第41号（第18条関係）

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長



進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
- 3 不支給の場合、その理由

（備考）

決定通知が申請書受理後14日を経過してなされる場合は、その理由を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

第1条 家畜改良増殖法施行細則（昭和26年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習会の開催) 第4条 略</p> <p>(<u>修業試験の合格証明書の再交付</u>) 第5条 <u>省令第25条第1項の規定により、県の行う講習会の修業試験の合格証明書の交付を受けた者は、当該合格証明書を破り、汚し、又は失ったときは、知事に合格証明書の再交付を申請することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(家畜人工授精所の種畜) 第6条 略</p> <p>(家畜人工授精所開設者の異動届) 第7条 略</p>	<p>(講習会の開催) 第4条 略</p> <p>(家畜人工授精所の種畜) 第5条 略</p> <p>(家畜人工授精所開設者の異動届) 第6条 略</p>

第2条 家畜改良増殖法施行細則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

<p>修業試験合格証明書再交付申請書</p>	
<p>職 氏 名 様</p>	
<p>修業試験合格証明書の再交付を受けたいので、家畜改良増殖法施行細則第5条の規定により、次のとおり申請します。</p>	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	
<p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p>	
<p style="text-align: right;">Ⓜ</p>	
<p>講習会の別</p>	

家畜の種類	
講習会の受講年度	
再交付を受けようとする理由	

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 講習会の別の欄には、家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別を記載すること。

添付書類

修業試験合格証明書（失った場合を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品の分類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>(1) 性質及び形状を変えずに長期間にわたって使用し、又は保存することができる物品のうち、次に掲げるもの 備品</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 取得価格（取得価格が明らかでないときにあつては、見積価格）が<u>10万円</u>以上である物品</p> <p>ク 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)</p> <p>第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品（現地で消費する物品を除く。）を、<u>知事が別に定めるところにより</u>知事又は出納機関の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(物品の分類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>(1) 性質及び形状を変えずに長期間にわたって使用し、又は保存することができる物品のうち、次に掲げるもの 備品</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 取得価格（取得価格が明らかでないときにあつては、見積価格）が、<u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u>以上である物品</p> <p><u>(ア) 図書 1万円</u></p> <p><u>(イ) ソフトウェアを記録した光ディスクその他の物品 10万円</u></p> <p><u>(ウ) その他の物品 5万円</u></p> <p>ク 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等)</p> <p>第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品（現地で消費する物品を除く。）を、<u>物品引継書</u>により知事又は出納機関の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。